

平成31年度

和歌山県サービス産業
県外市場マーケティング支援事業

募集要領

《受付期間》

平成31年4月22日（月）～平成31年6月10日（月）必着

- ※ 公募申請書の提出にあたっては、締切期限に余裕を持って提出されるようお願いいたします。
- ※ 本募集要領は、県ホームページからダウンロードできます。

《お問い合わせ先》

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課

Tel:073-441-2740 Fax:073-422-1529

平成31年4月

和歌山県

1 目的

サービス産業は県内生産額の約6割を占めているが、今後予想される県内人口の減少は、県内サービス産業にとって市場の縮小を意味し、大きなマイナス要因と考えられます。

このようなことから、県外の大消費地などへ市場を求めて、進出しようとするサービス産業事業者の取り組みを支援し、県外での事業活動による利得により、県内の本店機能が強化され、雇用が増えることを期待します。

2 補助対象事業

県外の大消費地等へ進出するために行う事前調査やその調査結果に基づき分析したり、戦略を策定する事業が対象です。

ただし、和歌山県外に本店を有する事業者とフランチャイズ契約を結び、県内事業者がフランチャイジーとして県外へ展開する事業は除きます。

3 補助対象者

次の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、和歌山県内に本店を有する者、又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第2項の規定する創業者
- (2) 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる産業のうち、次表に定める産業分類に属する事業を行う者、又は当該事業を創業する者

日本標準産業分類のうち補助対象となる事業	
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業，郵便業
I	卸売業，小売業
J	金融業，保険業
K	不動産業，物品賃貸業
L	学術研究，専門・技術サービス業
M	宿泊業，飲食サービス業
N	生活関連サービス業，娯楽業
O	教育，学習支援業
P	医療，福祉
R	サービス業（他に分類されないもの） ただし、中分類「93 政治・経済・文化団体」「94 宗教」「96 外国公務」を除く。

- (3) その他公的な支援を行うことが適当でないと認められる以下の業種以外のもの

- ア 「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」を除く金融・保険業
- イ 風俗営業飲食業
- ウ 「洗濯・理容・美容・浴場業」中の特殊浴場業
- エ その他の専門サービス業中の興信所
- オ 易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
- カ 競輪、競馬等の競走場、競技団
- キ パチンコホール、スロットマシン場、その他遊技場
- ク 芸妓業（置屋、検番を除く）、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬予想業
- ケ 風営法第2条第6項から第10項に掲げる業種すべて
- コ 芸妓幹旋業

サ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）

シ 社会的批判を受ける恐れのあるもの

4 補助限度額及び補助率等

- (1) 補助限度額 50万円
- (2) 補助率 2分の1以内
- (3) 補助対象期間 交付決定日～平成32年2月29日まで

5 事業計画書等の作成及び提出

(1) 次に掲げる書類を1部（但し、キの書類は8部）提出してください。

ア 事業計画書（表紙）

イ 補助申請者の概要

ウ 事業計画書

エ 収支予算書

オ 決算関係書類（過去2年分）

カ 関係機関への連絡希望調書

キ 事業内容の詳細や企業概要がわかる資料（パンフレット他）

ク 和歌山県税の納税証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 事業計画書等の提出先及び問い合わせ先

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県商工振興課商工支援班 宛

電話 073-441-2740

6 補助事業の採択等

(1) 補助事業の採択は、外部有識者等により構成するサービス産業県外市場開拓支援認定部会（以下、認定部会と言う）において、下記のような観点から審査を行い、当該審査の結果を踏まえて決定します。

なお、審査時には、応募者によるプレゼンテーションを行います。

審査は平成31年7月1日（月）を予定しています。

ア 事業者の適格性

- ・意欲、熱意などが感じられるか。

イ 県外への事業展開に係る事業計画の有望性

- ・実現可能性があるか。

- ・他の同業事業者と比べて、優位性があるか。

- ・実現するための経営資源（資金力、経営ノウハウなど）が備わっているか。

ウ 事前調査に係る事業計画の適格性

- ・調査目的・内容が明確か。

- ・効率的か。経費は適切か。

(2) 認定部会の前に、事業計画書を提出頂いた事業者の方へ事業についてヒアリング等を行う事があります。

(3) 審査結果（採択又は不採択）については、後日、申請者宛てに通知します。採択と

なった事業者に対しては、別途補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。その際、計上された補助対象経費については、その内容・信ぴょう性を確認できる書類（見積書・カタログ等）の提出を行っていただきます。

(4) 採択となった場合には、事業者名、代表者名、住所、補助事業計画名、補助事業概要を公表することがあります。

(5) 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

7 補助対象経費の内容等

(1) 謝金

- ・事業遂行に必要な指導や助言等を受けるために招へいした外部専門家に対する謝金（注1） 補助事業者を専門家等として支出の対象とすることができません。

（注2） 謝金の単価は、その根拠が補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

(2) 旅費

- ・外部専門家及び職員の事業遂行に必要な情報収集、各種調査を行うための旅費

- ・外部専門家等との打ち合わせ会議等に参加するための旅費

（注1） グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。

（注2） タクシー代、社有車のガソリン代、高速道路通行料金については補助対象外とします。

（注3） 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。

（注4） 復命書（会議録、打合せ記録、従事記録）が必要です。

（注5） 補助対象以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。

(3) 需要費

ア 会議費

- ・事業遂行に必要な会議等を開催するために茶菓料として支払われる経費

イ 会場借料

- ・事業遂行に必要な情報、意見等の交換や検討を行うための会議等の開催に伴う会場使用料として支払われる経費

ウ 印刷製本費

- ・会議等の資料、パンフレットやチラシ等の作成に要する経費

エ 資料購入費

- ・最小限必要な図書、参考文献及び資料等の購入に要する経費

（注1） 取得価格（消費税込）が10万円未満のものに限ります。

オ 通信運搬費

- ・事業遂行に必要な郵便代又は運送代として支払われる経費

カ 借料又は損料

- ・事業遂行に必要な機器・設備類のリース料・レンタル料として支払われる経費

キ 雑役務費

- ・事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト

ト代として支払われる経費。

(注1) 1日につき原則として6,230円を限度としますが、補助事業者において他に明確な基準がある場合は、これによることができます。

(注2) 作業日報等の作成が必要となります。

(注3) 臨時雇い入れと認められない場合には、補助対象となりません。

ク 消耗品費

・事業遂行に最小限必要な消耗品の購入に要する経費

(注1) コピー代、事務用品等の消耗品代などは補助対象になりません。

ケ 調査研究費

・事業遂行に必要な補助事業者が自ら実施する調査研究に要する経費

(4) 委託料

ア 調査分析費

・事業遂行に必要な調査及び分析の一部を外注するために要する経費

イ 翻訳料

・事業遂行に必要な外国語図書等の翻訳等に要する経費

ウ 原稿料

・専門家が補助事業の成果に係る報告書等の原稿を執筆する対価として支払われる経費

(5) 特に以下の経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。

ア 人件費（事業遂行のために臨時的に雇い入れた者の賃金は除く）

イ 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの

ウ 通常の事業活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費

エ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費

オ コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費

カ 飲食、娯楽、接待の費用

キ 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用

ク 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

8 留意点

(1) 申請等について

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・補助対象経費の算定にあたっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないよう十分精査してください。
- ・申請後、内容の変更は原則認められません。何らかの事情により変更が必要となった場合は、速やかに相談してください。
- ・申請内容における個人情報等は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・和歌山県補助金等交付規則（昭和62年規則第28号）の第5条の2に該当する場合には、補助金の交付が出来ない事がありますので、ご注意下さい。

【参考】和歌山県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第

2号の暴力団員と密接な関係を有する者(第10条において「暴力団関係者等」という。)に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのないままの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(2) 消費税等仕入控除税額について

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上にとまなう預かり消費税の対象にはなりません。

補助事業に係る課税仕入れにとまない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととします。

したがって、本補助金の交付を申請するにあたっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。

(3) 申請書類の入手方法について

申請書の様式は県ホームページ「商工振興課」よりダウンロードできます。

和歌山県 ⇒ 組織から探す ⇒ 商工振興課トップページ ⇒ 《お知らせ》

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O60300/index.html>